記載例(3)成年後見人等の配偶者又は四親等内の親族が申請する場合

記載例

登記事項証明申請書

東京 法務局

御中

(成年後見登記用)

令和○年○月○日申請

□閉鎖登記事項証明書(閉鎖された登記事項の証明書を必要とする場合はこちらにチェックしてください。)

	住	所	東京都千代日	日区霞が関1	丁目1番	1号	収入印紙を 貼るところ
請求される	方(フ	リガナ)	コウケン ハナ	_			収入印紙は割印
 (請求権者)			後見花	7			をしないでここに
	氏	名		· (電話番号 03	- OODD -	- AA××)	貼ってください。
	1 □ 本人 (成年被後見人,被保佐人,被補助人,任意後見契約の本人,後見・保佐・補助命令の本人)						
	2 成分	 F後見人	6 □ 成年後見監督人 7 □ 保佐監督人 8 □ 補助監督人				
請求される		3 □ 保佐人 9 □ 任意後見監督人 10 □本人の配偶者					
方の資格		4 □ 補助人 11 □ 本人の四親等内の親族 12 □ 未成年後見人					印紙は申請書ご とに必要な通数分
		意後見受任者 意後見人)	13 □ 未成年後見監督人 14 □ 職務代行者 15 □ 財産の管理者 16 □ 本人の相続人 17 □ 本人の相続人以外の承継人				を貼ってください。
			10 二本人の作品の人	17 □ 本八〇八日形	ルノヘレスク ト Vノ/手\ポ	<u></u>	
 代 理 人	(上)	所					
(上記の方かり		リガナ)	₩n/X1=211 2 NA 3 NX				収入印紙は
(土品) / (A) 頼まれた方)		名		1及7	━ 部分につい が 2を御確認	Nて,次ページの 3ください。	1 通につき
		Т	連絡先	(電話番号		-)	┛ 550 円です
	₽戸籍	▶戸籍謄本または抄本など本人との関係を証する書面					
添付書舞		(上欄中 10, 11, 12, 13, 16, 17 の方が申請するときに必要。発行から 3 か月以内の原本)					
		□ 委任状(代理人が申請するときに必要) 会社法人等番号(-)					
下記注参照		□ 法人の代表者の資格を証する書面 (登記事項証明書につき添付を省略) (<u>請求される方が法人であるとき、代理人が法人であるときに必要。いずれも発行から3か月以内の原本</u>)					
₩ Ħ ॐ ₹1 Æ							
後見登記等 の種別及で	.	□ 後見 □ 保佐 □ 補助 (1 通) □ 任意後見契約 (通)					
請求の通数		□ 後見命令 □ 保佐命令 □ 補助命令 (通)					
	□氏名5	□ 氏名や住所等の変更履歴を必要とする場合はこちらにチェックして、必要な理由を記入してください。					
特別の請え	求 理由: :	理由:※上記にチェックをした場合は,その理由も記入してください。					
■ 2% = 1 = 1 							
●登記記録を特定するための事項							
本人の氏名 後 見 一 郎							
【							
登記番号 第 - 号 □ □ マイナンバーカード □ □ 日							
「(登記番号が不明の場合に記入してください。) □資格者証明書							
本人の生年月日 明治・大正・昭和・平成・令和 / 西暦 19 年 1 月 17 日生 □司 法 書 士							
本人の住所 東古							□行 政 書 士 □そ の 他
- (皇山エンにハ/) - - □パスポート							
1 AC							
○ (国籍) ○ (国籍) ○ 交付通数 ○ 交付枚数 手数料 交付方法 受							
	^{些数} 51枚以上	(合計)	丁奴附	人刊力伝	付	年	月日
2.3. 1	□窓口交付 交						
				□郵送交付	付	年	月 日

記入方法等

- 1 二重線の枠内の該当事項の□に☑のようにチェックし, 所要事項を記入してください。
- 2 「登記記録を特定するための事項」には、登記番号がわかっている場合は、本人の氏名と登記番号を、不明な場合は本人の氏名・生年月日・住所または本籍(本人が外国人の場合には、国籍)を記載してください。
- 3 郵送請求の場合には、返信用封筒(あて名を書いて、切手を貼ったもの)を同封し下記のあて先に送付してください。申請書送付先: $\overline{1}$ 102-8226 東京都千代田区九段南 1-1-15 九段第 2 合同庁舎

東京法務局民事行政部後見登録課

窓口請求の場合は、請求される方(代理請求の場合は代理人)の本人確認書類(運転免許証・健康保険証・マイナンバーカード・パスポート等)を窓口で提示していただきますようお願いいたします。 郵送請求の場合は、申請書類とともに、上記本人確認書類のコピーを同封していただきますようお願いいたします。申請書に添付した戸籍謄本等の還付(返却)を希望される場合は、還付のための手続が必要です。

- ※1 〇 証明を受ける方の配偶者又は四親等内の親族の方が請求する場合, 証明を受ける方との関係を証する発行後3か月以内の戸籍謄抄本が必要となりますが、除籍謄抄本又は改製原戸籍の謄抄本が必要となる場合には、発行後3か月以内のものには限りません。
 - 証明を受ける方本人の配偶者又は四親等内の親族から委任された代理人が請求する場合も同様です。
 - 〇 未成年後見人が請求する場合,発行後3か月以内の戸籍の謄抄本が必要となりますが、未成年後見に係る事項のみが記載されている戸籍の一部記載事項証明書(抄本)を添付することで足ります。
- ※2 代表者の資格を証する法人の登記事項証明書の添付を省略することができます。その場合、添付書類欄に会社法人等番号を記入の上「□ 登記事項証明書につき添付を省略」にチェックをお願いいたします。

ただし、当該法人について、商業・法人登記が申請され、登記の完了前であるなど、登記官がシステム上で当該法人の登記情報を確認できない場合は、添付を省略することができませんので、商業・法人登記申請の有無をあらかじめ確認願います。